

**北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター
動物実験施設利用内規**

平成23年2月23日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人北海道大学創成研究機構規程(平成21年海大達第24号)第45条に基づき北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター(以下「センター」という。)が管理する動物実験施設(以下「施設」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、利用者とは、本学の教職員、研究員、大学院生及び学部学生等並びに教職員と共同して研究を推進する民間機関等から派遣された者をいう。

(利用者の範囲)

第3条 施設は、以下に定める利用者が利用できるものとする。

- (1) 本学の研究戦略に基づき、動物実験により創薬・機能性食品の製品化・事業化を目指す応用、開発、実用化研究等を行う利用者。
- (2) その他センター長が特に必要と認めた利用者。

第2章 利用申請

(利用の申請)

第4条 施設の利用を希望するときは、利用を希望する利用者を代表する本学の教職員(以下、「利用代表者」という。)が、別紙様式1の利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 センター長は、第4条の申請があったときは、北海道大学創成研究機構生物機能分子研究開発プラットフォーム推進センター管理委員会の議を経て、センターの運営に支障のない範囲において利用を許可するものとし、併せて、創成研究機構運営委員会へ報告するものとする。

- 2 センター長は、前項により利用を許可したときは、別紙様式2の利用許可書により、利用代表者に通知するものとする。

(利用許可期間)

第6条 施設の利用許可期間は、1年以内とする。ただし、企業との共同研究若しくは受託研究又は競争的資金等による特定の研究プロジェクト(以下この条において「研究プロジェクト」という。)の期間が1年を超える場合であって、研究プロジェクトの事業遂行上、必要があるとセンター長が認めたときは、5年を限度として許可することができる。

- 2 前項の規定による利用許可期間は、通算5年を限度として更新することができる。ただし、研究プロジェクトの事業遂行上、特に必要があるとセンター長が認めたときは、通算10年を限度として更新することができる。

(利用の変更)

第7条 利用代表者は、ケージ数等の軽微の変更を除き、利用を許可された事項に変更が生じるときは、第4条に定める利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請があったときは、第5条の規定を準用するものとする。

(利用の終了)

第8条 利用代表者は、施設の利用を終了又は中止するときは、速やかに現状に復した上で、別紙様式3の終了届をセンター長に届け出なければならない。

- 2 前項に係る一切の経費は、利用代表者が負担するものとする。

第3章 施設の利用

(機構への兼務)

第9条 第5条により許可された利用申請に係る利用代表者は、原則として、創成研究機構(以下、「機構」という。)に兼務の上、センターの運営に協力するものとする。

(規則の遵守等)

第10条 利用者は、本学、機構及びセンターの諸規則を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に重大な支障をきたす恐れがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。
(管理責任)

第11条 利用が許可されている施設の管理責任は、利用代表者が負うものとする。

(機器の搬入)

第12条 利用代表者は、センター長の承認を得て、実験に必要な機器類を施設に搬入し、使用することができる。

2 前項に係る一切の経費は、利用代表者が負担するものとする。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、施設内の実験動物及び施設に付随する設備備品に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(経費の負担)

第14条 利用代表者は、施設の利用に係る経費を負担するものとする。

2 前項の負担額及び納付方法は、別に定める。

(利用の報告)

第15条 センター長は、必要に応じ利用代表者に対し、利用に関する事項について報告を求めることができる。

2 利用者は、施設を利用して行った事業の成果を論文等により公表するときは、その論文等に施設を利用して行った事業であることを明記し、論文等の写しをセンター長に提出するものとする。

(事業開示の義務)

第16条 利用者は、施設における事業の開示を求められたときは、積極的に協力しなければならない。

(安全管理)

第17条 利用者は、施設及び施設に整備されている実験設備・機器類の利用に際しては、次の各号に掲げる手引・規程等に従い、十分に注意して行うこと。

- (1) 安全の手引（北海道大学安全委員会発行）
- (2) 国立大学法人北海道大学安全衛生管理規程（平成16年海大達第100号）
- (3) 国立大学法人北海道大学動物実験に関する規程（平成19年海大達第61号）
- (4) 国立大学法人北海道大学遺伝子組換え実験等安全管理規程（平成17年海大達第40号）
- (5) 国立大学法人北海道大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程（平成14年海大達第10号）
- (6) 国立大学法人北海道大学病原体等安全管理規程（平成15年海大達第54号）
- (7) 国立大学法人北海道大学放射線障害予防規程（平成13年海大達第86号）
- (8) 国立大学法人北海道大学エックス線障害予防規程（平成20年海大達第10号）
- (9) 国立大学法人北海道大学有害廃液取扱規程（昭和48年海大達第23号）
- (10) 国立大学法人北海道大学化学物質等管理規程（平成25年海大達第15号）
- (11) 国立大学法人北海道大学毒物及び劇物管理内規（平成25年制定）
- (12) 国立大学法人北海道大学特定化学物質調査要項（平成13年総長裁定）
- (13) その他法令などに規制されている事項

第4章 雑則

(事務)

第18条 施設の利用に関する事務は、研究推進部研究支援課において処理する。

(雑則)

第19条 この内規に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 23 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 23 年 3 月 30 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 12 日から実施し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

2 実施日の前日から引き続き施設の利用を許可されている者に対する改正後の第 6 条第 2 項の規定の適用にあたっては、実施日の前日以前の利用許可期間を通算するものとする。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。